

会計年度任用職員の登録について

地方公務員法等の改正により、令和2年度より本町の嘱託職員（施設管理組合）と臨時職員（一般職の非常勤職員）が会計年度任用職員として制度化されます。

令和2年4月以降に任用予定の会計年度任用職員の登録を随時受け付けておりますので、希望される方は、会計年度任用職員登録申込書兼履歴書（様式は総務企画課備え付け、又は比布町ホームページからダウンロード）を総務企画課へ提出してください。

この制度は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用することから、名簿登録期間中に必ずしも任用されるものではありませんので、ご了承ください。

【職種】

事務補助員、保育士、司書、学童保育指導員、学校給食調理員、特別支援教育支援員、車両運転手など

【任用期間】

一会計年度内（4月1日から翌3月31日） 勤務実績によって、再度の任用も可能です。

【勤務場所】

比布町役場庁舎、保健センター、図書館、町立学校、その他各公共施設等

【勤務時間】

1週間 37時間 30分（1日 7時間 30分）以内となります。（時間外勤務あり）

【給料・報酬等】

（代表例）

事務補助員（1年目） 月額 141,387円（1日 7.5H、週 5日勤務） 時給 897円

* その他職種により給料・報酬額が設定されています。

【諸手当】

期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等

* 期末手当は、6か月以上の任用期間があり、1週間の勤務時間が平均 15時間 30分以上の場合支給します。その他諸手当は一定の要件を満たす場合に支給します。

【社会保険等】

勤務条件により、健康保険・厚生年金・雇用保険の適用があります。

【休暇】

年次有給休暇、特別休暇（忌引き等）

【服務】

会計年度任用職員は、常勤職員と同様に地方公務員法上の服務に関する規定が適用されることとなり、違反した場合は、常勤職員と同様、懲戒処分の対象となります。

お問合せ先 総務企画課庶務係（☎ 85-2111 内線 125）